

様式第1号（第5条関係）

令和 3 年 4 月 1 日



笠岡市長 殿

所 在 地	笠岡市山口1805-3 /
協 議 会 名	新山地区自治会 /
協 議 会 長 名	会長 谷 本 義 男 /

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）交付申請書

笠岡市魅力あるまちづくり交付金の交付を受けたいので、笠岡市魅力あるまちづくり交付金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 1,120,000 円 /

【添付書類】

- (1) 笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書（様式第2号） /
- (2) 笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書（様式第3号） /
- (3) 事務所借上げに係る賃貸借契約書の写し又はこれに類する書類
- (4) まちづくり協議会の規約及び役員名簿 /
- (5) その他参考となる書類

様式第2号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書

協議会名 新山地区自治会

実施期間	令和 3 年4月1日から 令和 4 年3月31日まで		
会議の 開催予定	会議の種類	開催予定	
	役員会	4月11日（日）以後約2カ月に1回	
	委員会	4月18日（日）	
	総会	5月5日（水・祝日）	
活動費の 活動予定	活動名	目的、活動実施により期待される効果	実施内容
	百本桜の丘	【目的】古代の丘スポーツ公園利用者が増加する中、登り口の景観美化のため荒れ地を整備して桜を植えた。 【効果】桜の花も年々増えて、名所として定着している。	開花に合わせて、ボンボリの設置、下草刈
	野焼き	【目的】河川や耕作放棄地の整備、安全の確保 【効果】河川や耕作放棄地がきれいになって、見通しが良くなった。	実施1週間前に予告看板を立て、安全面に気を付けて実施している。
	オリーブの風にいやま	【目的】耕作放棄地にオリーブを植えて2年。大きく育てて、実を収穫し、いずれは特産品化したい。 【効果】大きく茂り、実をつけるのが楽しみである。個人でも苗を植える方が増えており、あちこちにオリーブが見られるようになった。	水やり、予防、剪定等行い、成長を見守っている。
		【目的】 【効果】	
		【目的】 【効果】	
		【目的】 【効果】	
		【目的】 【効果】	
		【目的】 【効果】	
		【目的】 【効果】	

※ 会議の開催予定及び活動費の開催予定の区分欄は、適宜変更して使用すること。

様式第3号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書

協議会名 新山地区自治会

【収入の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
市交付金	1,120,000	
その他収入	130,000	
地元負担	130,000	自治会負担
計	1,250,000	

【支出の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
人件費	800,000	会長29,520×12ヶ月、事務員37,080×12ヶ月
賃借料		
光熱水費	200,000	電気10,550×12ヶ月、水道2,200×6、ガス代5,000×12ヶ月
運営費	200,000	
消耗品費	74,000	別添「【運営費】積算資料」のとおり
食糧費	15,000	〃
印刷製本費	7,500	〃
修繕料	0	〃
通信運搬費	90,000	〃
手数料	13,500	〃
使用料及び賃借料	0	〃
	0	〃
	0	〃
活動費	50,000	
百本桜の丘	15,000	別添「【活動費】積算資料①」のとおり
野焼き	5,000	別添「【活動費】積算資料②」のとおり
オリーブの風にいやま	30,000	別添「【活動費】積算資料③」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料④」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑤」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑥」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑦」のとおり
計	1,250,000	

※ 収入及び支出の区分欄は、適宜変更して使用すること。

運營費積算

計	200,000	円
---	---------	---

消耗品費

内 容	金 額	積 算
事務用品	5,000	ファイル・封筒・ラベル
コピー用紙	10,000	1,500枚入×5箱 ✓
インク代	50,000	コピー機インク12,000×4、FAX感熱紙2,000 ✓
消耗品	5,000	トイレットペーパー2,000、消毒液・紙コップ・ハンドペーパー3,000 ✓
雑費	4,000	除草剤
計	74,000	

食糧費

内 容	金 額	積 算
会議用お茶	15,000	役員会100円×20人×6回、委員会100円×30人×1回
計	15,000	

印刷製本費

内 容	金 額	積 算
總會資料印刷代	7,500	600枚 製版・印刷代
計	7,500	

修繕料

[illegible]

通信運搬費

内 容	金 額	積 算
ゆめネット・電話利用料	66,000	5,500×12ヶ月 ✓
テレビ利用料	24,000	11,880×2 ✓
計	90,000	

手数料

内 容	金 額	積 算
笠岡市市民活動支援センター登録料	1,500	1団体登録料1,500/年 ✓
振込手数料	2,000	前年実績1,760 ✓
汲み取り券	10,000	汲み取り券7枚 ✓
計	13,500	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

0

内 容	金 額	積 算
計	0	

0

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

百本桜の丘

15,000

7

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

[illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

野焼き

5,000

凡

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

[illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

[illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

新山地区自治会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 住民相互の連帯及び協調を推進
- (2) 地域の環境整備、地域活性化、その他魅力あるまちづくりの推進
- (3) 土倉記念館の維持、管理
- (4) 関係機関相互との協働と連絡調整
- (5) その他目的達成に必要な事項

(名称)

第2条 本会は、新山地区自治会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、笠岡市山口区域及び笠岡市新賀区域とする。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、笠岡市山口1805番地3に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第6条 第1条の目的を達成するため、特に経費を必要とする場合は、総会において定める金額を会費として徴収する。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 本人より退会届が会長に提出されたとき。

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2人
- (5) 顧問 必要に応じて置くことができる。

(役員の選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 会長、副会長、理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、役員会を構成し、この規約の定め及び役員会の決議に基づき、本会の業務を執行する。

4 監事は次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため、必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、会長職の再任については、最大3期までを原則とする。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない

(事務局)

第13条 本会の会計及び日常業務を処理するため、事務局職員を置く。

2 事務局職員の任免は、役員会の同意を得て会長が行う。

第4章 総会

(総会の種別)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第17条 通常総会は、毎年度事業終了後50日以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第20条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第21条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第22条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

(総会の書面表決権等)

第23条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第20条及び第21条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会等

(役員会の構成)

第25条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第26条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第27条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から15日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第28条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第29条 役員会には、第20条、第21条、第23条及び第24条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(委員会の設置)

第30条 委員会は、委員をもって構成する。

2 委員は、単位組合の代表者、行政協力委員及び各種団体の代表者等とする。

3 委員の数は、50人以内とする。

(委員会の定足数)

第31条 委員会は、第20条及び第21条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「委員会」と、「会員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(委員会の権能)

第32条 委員会は、地区運営の円滑化を図るため、会務の必要な事項の周知及び執行を行う。

(委員会の招集等)

第33条 委員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

(委員会の議長)

第34条 委員会の議長は、会長がこれに当たる。

(費用弁償)

第35条 本会の役員及び事務職員が、本会の用務で出張した場合は費用弁償するものとする。

2 前2項の支払額については、役員会において定める。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 笠岡市からの補助金等
- (4) 活動に伴う収入
- (5) 資産から生ずる果実
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第37条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第38条 本会の資産で第36条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第40条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後50日以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第42条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第43条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、笠岡市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第44条 本会は、地方自治法第260条の20の規定に該当する場合に解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第45条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第46条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第47条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成22年9月18日から施行する。

2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 本会の設立初年度は、第42条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から平成23年3月31日までとする。